

議 長 日程第6「議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月7日、8日に委員6名中6名全員出席のもとに、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、近隣町と比較し、妥当な使用料等であると判断しました。

なお、松田町体育館の有効活用のため、稼働率向上が見込めるような円滑な適正運営を図ることを要望する。

私のほかにも委員がおりますので、補足説明を発言することをお許しく下さい。以上でございます。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

8 番 田 代 質問させていただきます。この料金改定について、利用実績ですね、先ほどの町有施設と同じ考えです。登録団体、または町等公共団体は減免で、100%減免でお支払いする必要ないと思います。その団体の数と、あとは町外になると思うんですけども、登録してない団体、町外の団体の数と使用料、利用料ですか。その関係について教えてください。

議 長 御回答は。

8 番 田 代 すみません、恐縮です。その場合、条例改正で2段書きになっています。第10条関係で、1つ目が営利を目的としない使用。その下が営利を目的とする使用。私の質問は、上の営利を目的としない使用という、これでお答え頂ければありがたいです。

議 長 回答はいかがですか。

10番 南 雲 営利を目的としない団体、6団体ということで。金額ですか。令和4年度の実績で31万8,925円です。

8 番 田 代 令和4年実績で、6団体、31万円ということなんですけど、恐らく営利を目的としている団体も含まれないと、この数字にはならないと思います。そういうことで理解させていただきます。

私が一番お伝えしたいことは、ここもそうなんですけれども、妥当な利用料であると判断した。周りの比較してこうだと。そこまではいいと思うんですよ。ただ、その下のなお書きでね、松田町体育館の有効活用のため、稼働率向上を見込めるよう円滑な適正運営を図ることを要望すると。稼働率向上です。具体的に申し上げますと、町外の登録団体6団体の一つに私も入っています。平成4年、5年…3年からかな。3、4、5、町立体育館を利用させていただいてます。ほかと比べると、使用料が松田は4時間単位なので、ちょっと厳しいんで、時間単位にできないかという、そのスポーツ団体の代表者がお願いしたところ、そのときは反応ありませんでした。今回出てきたのが、いや、1,500円にしてくれるんだ、助かるなと思ったら、1時間で、1時間1,500円です。今までは2,000円以内でしたね。体育館の夜間のところを見ていただきたいんですけど、これまでは2,000円以内で設定してました。ところが、これが4時間ですね。1回の使用時間が4時間。ところが今回は、1,500円が4時間ではなくて1時間なんですよね。そうすると、これを比較しますと、1,500円の場合、4時間使うと6,000円なんですよ。改正前は4時間で2,000円なんですよ。3倍なんですよね。町立体育館って、結構老朽化していると思います。先ほどの吉田副委員長の話で、学校施設については松田は新しいから、若干高くても、料金は近いんだけど、高くてもいい。そういうのを考慮したということになって

いるんですけども、2,000円から6,000円になってしまうと、離れる人が多いと思います。私の登録している団体は、1回使うと1人500円徴収しています。それで、その道具にかかる、シャトル代なんですけども、それと体育館の料金をやって、いっぱいいっぱいです。多分これ、この料金になると離れていくと思います。

もっと具体的な例を話すと、松田の今の現行料金でも結構運営が苦しいということで、最近では町に要望したけども時間割にしてくれなかったと。現行料金は続くということで、具体的には隣町の小学校2か所、それと町立体育館1か所、その3か所で毎月の経費が赤字にならないようにやり繰りしています。松田を続けて、今の料金で続けて行ってしまうと、運営できなくなる。そのような問題点をこの料金改定の町外の団体、スポーツ登録団体でない健全なスポーツをしている団体に及ぼすのではと私は考えます。その件に関して、いかがでしょうか。委員長以外に、ほかの方でも結構です。よろしくお願いします。

議長 御回答はいかがですか。

(「議事進行」の声あり)

回答ございませんか。

8 番 田 代 ですから、私はそういう面で、この料金改定の町外の健全なスポーツ団体、その方に対する影響が出てくるのではないかとこののを危惧しています。基本的には、文化センターまたは町有施設、義務教育施設ですね。今回大幅に料金改定してますけれども、執行者側からすれば電気料は上がる、大変だから一部負担とありますけれども、それが町外…町内の方はほとんどが登録団体とかそういう方ですから、まるめになっていると思うんですよ。町外の方がもうターゲットのように絞られちゃっているんですよね。そういう中からすると、文化センター1つ、また違いますけれども、義務教育施設と町体育館施設、これはやはり町民またはこの地域の、広域で見てこの地域の人の健康づくりのために非常に役立っているわけですよ。我々も外の施設をそういう形で利用することもあるので、どうなのかなというふうに感じます。大きな疑問を感じます。この件に関して、委員の皆さん、いかがでしょうか。

議 長 御回答は。

(「議事進行」の声あり)

8 番 田 代 そういうことで、御意見伺えなかったもので、田代の質問終わりにします。

9 番 井 上 3点ほどお伺いをいたします。

まず、委員会の報告、委員会審議の中でですね、この体育館の利用料、体育館の中でやるんで、昼も夜もだと思っんですけども、基本的には電気料がですね、経費の一番主なものではないかというふうに思います。そうした中で、じゃあ1時間当たりの電気料が幾らなので、それぞれ幾らなのかということを議論をされたのかどうかをお伺いをいたします。

2点目は、委員会報告書の一番下にですね、松田町体育館の有効活用のため、稼働率が見込めるよう円滑な適正運営を図ると。これがちょっと意味がよく分からないので。これはあれですかね、営利を目的とする使用等を図るとのことなんでしょうか。その、この委員会報告書ですね、ちょっと趣旨を説明を頂きたいと思います。

3点目、この一部改正条例自体ですね、全て1,000円以内という文字があります。「以内」という文字を、例えば一番最初の営利を目的にしない施設の改正予定は、松田町体育館1,000円以内というふうにあります。これはですね、適切な条例の中で、1,000円以内だから10円でもいいわけですね。そういう裁量権をですね、この条例の中で適切かどうかということで議論をされたのか。その3点をお伺いをいたします。

議 長 御回答はいかがですか。

10番 南 雲 1時間当たりということではなく、電気料ですけれども、30年度から令和4年度の電気料、水道光熱費として提出していただいています。それから…  
(「幾らですか。」の声あり)平成30年が110万4,404円、令和元年が112万4,027円、よろしいですか。はい。

それから、稼働率向上が見込めるような円滑な適正運営ということですが、これはやっぱり適正運営ということで、町外の方の活用を主に考えてます。

それからもう一つ、「以内」という言葉に対しては、検討しませんでした。  
以上です。

9 番 井 上 回答といいますかですね、よく分からないんですけども。基本的にこの電気料1時間幾らかかるかというね、論議をしないと、このじゃあ改正のですね、金額、これは4時間を1時間にしたんですけれども、1,000円以内というのが妥当なのかどうなのか。近隣と比較をしたというのもありますけれども、電気料というのはね、その施設の規模によってどれだけの受電能力を有するかによって、当然変わってくる部分だというふうに思いますので、この回答には私、大変残念でございます。

有効活用のためということで、何で町外だけやるのかよく分かりませんが、町外に対しての団体に対しての運営のための稼働率を上げるということでは理解をしました。

3点目、「以内」という言葉を議論されなかった。先ほど言ったように、例えばこれはすごい幅が広いね、捉え方になるではないですか。やはり条例でですね、議会として議決する以上、こんな幅のある言い方を一部改正条例の文言に入れるということは、適当ではないと考えます。これも議論がありませんでしたので、それ以上はお伺いをしません。以上で終わります。

議 長 ほかには質疑ございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切って討論に入ります。討論はございますか。

(「省略」の声あり)

討論なしとのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長

の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長 暫時休憩いたします。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時30分から再開します。

(11時50分)